

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 7 号	
件 名	陳情の不採択等について	
要 旨	<p>陳情は、陳情書を所管事項に該当する委員会に送付して、現地調査して、書面調査、また、執行機関に説明を求めて、要望や意見を市政に反映させるための制度。審査結果で不採択、採択、継続等を決定。不採択は妥当でなかったり、実現性に乏しく、現状否認と判断した場合。採択は陳情を肯定する意思決定事案です。妥当性があり、判断も現実性が高く、何らかの措置を講ずるべきと判断した場合。</p> <p>陳情書には、国や県、市等の省令や規則、要綱に基づいたものがあります。不採択、否認されるのなら、規則等の変更が必要。議会基本条例第 16 条、第 17 条、第 20 条に基づき不採択にしてほしい。</p> <p>各区役所、施設等にも、議会資料を文書で設置してほしい。ホームページだけでは、問題です。高齢者、障がい者さんたちなど、陳情内容、賛成、反対、質問等を見たい人はいっぱいいる。</p> <p>議会の常任委員会をインターネットで中継してほしい。勤労者、諸事情により外出困難を伴う市民は、傍聴できません。議会の市民参加意識の向上。審査過程が分かります。予算の問題でないはず。</p> <p>新潟市議会だよりに、陳情の不採択等の掲載が廃止になりました。見直しをしてほしい。</p> <p>よって、特段の御配慮を承りたく、重ねて下記の陳情を申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和 6 年 12 月 3 日	第 1 項 }) } 第 6 項 } <p style="text-align: right;">議会運営委員会</p>
受 理	令和 6 年 11 月 20 日	第 397 号

記

- 1 陳情の不採択は、今まで以上に根拠、理由を明確にすること。
- 2 市議会の資料等を各区役所にも文書で設置すること。
- 3 常任委員会は、インターネット中継を配信すること。
- 4 不採択に審決されたら、必ず採択どおりにすること。
- 5 国の省令等が不採択になったら、所管課は必ず不採択に基づき要綱を作成すること。
- 6 趣旨採決をもっと議会の意見として伝えること。